

修正箇所一覽

修正箇所一覧

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
はじめに	はじめに 【巻頭】	追記しました。	—	条例評価書について、条例評価書作成までの手続き経緯及び条例評価書の構成を記載しました。
第1章	1. 指定開発行為者 【p. 1】	本事業実施にあたっての代表者である川崎事業所長が変更となったため修正しました。	代表者：執行役員 川崎事業所長 辻田浩志 【条例準備書：p. 1】	指定開発行為者を「代表者： <u>川崎事業所長羽賀治郎</u> 」と修正しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (1) 目的、事業立案の経緯等 【p. 3】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。	「本事業は、上記の方針を踏まえ、グループ企業であるクノール食品株式会社（川崎市高津区）の加工食品の製造機能」 【条例準備書：p. 3】	企業名称の変更に伴い、「本事業は、上記の方針を踏まえ、グループ企業である味の素食品株式会社（旧クノール食品株式会社、川崎市高津区）の加工食品の製造機能」と修正しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (1) 目的、事業立案の経緯等 【p. 3～p. 4】	審査会における委員の意見を踏まえ追記しました。	—	本事業における社会貢献やグループとしての環境負荷の低減について追記しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (2) 事業概要 【p. 5】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。	表 1-1 本事業の概要 【条例準備書：p. 5】	表中の社名について、「（既存施設の生産能力： <u>味の素食品(株)</u> ）」と修正しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (2) 工場設備計画 【p. 18】	従業員数について、分かりやすくなるよう表記を修正しました。	表 1-4 製品製造等の計画概要 【条例準備書：p. 18】	表中の運転計画について、「従業員数： <u>約 300 人/日</u> 」と修正しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 【p. 26】	審査会における委員の意見を踏まえ修正しました。	図 1-9 緑化計画図 【条例準備書：p. 26】	高木の植栽予定位置を考慮し、図面を修正しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 【p. 27】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	表 1-11 主な植栽予定樹種 【条例準備書：p. 27】	植栽予定樹種について、クスノキ、トネリコを削除し、高木の常緑樹にスダジイ、ウバメガシ、タブノキを追加しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (8) 緑化計画 【p. 27】	樹木等の年間維持管理計画を見直し、落葉樹の剪定時期を修正しました。	表 1-12 樹木等の年間維持管理計画 【条例準備書：p. 27】	落葉樹の剪定時期を 11 月に修正し、年間作業回数を 1 回に修正しました。
	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (9) 交通計画 【p. 28】	誤記を修正しました。	イ 歩行車動線 【条例準備書：p. 28】	イ 歩行者動線と修正しました。

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
第1章	4. 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (14) 施工計画 【p. 41】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。	「その後機械設備工事と一部並行してクノール食品(株)の既存工場から生産設備の移設を行い、順次稼働を開始する。」 【条例準備書：p. 41】	「その後機械設備工事と一部並行して味の素食品(株)の既存工場から生産設備の移設を行い、順次稼働を開始する。」と修正しました。
第4章	1. 大気 1. 2 悪臭 (3) 予測及び評価 【p. 144】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。	「クノール食品(株)の本事業に関連する既存施設における臭気の測定結果は、表 4.1.2-6 に示すとおりである。」 【条例準備書：p. 144】	「味の素食品(株)の本事業に関連する既存施設における臭気の測定結果は、表 4.1.2-6 に示すとおりである。」と修正しました。
	1. 大気 1. 2 悪臭 (3) 予測及び評価 【p. 145】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。	表 4.1.2-6 既存施設での臭気測定結果 【条例準備書：p. 145】	表中の社名について、「既存施設(味の素食品(株))」と修正しました。
	1. 大気 1. 2 悪臭 (3) 予測及び評価 【p. 147】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	—	環境保全のための措置として、川崎事業所敷地境界付近において実施している臭気のモニタリング調査に関する項目を追加しました。
	3. 緑 3. 1 緑の質 (1) 現況調査 【p. 168】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	表 4.3.1-9 主な植栽予定樹種 【条例準備書：p. 168】	植栽予定樹種について、クスノキ、ヤマモモ、トネリコを削除し、高木の常緑樹にスダジイ、ウバメガシ、タブノキを追加しました。
	3. 緑 3. 1 緑の質 (3) 予測 【p. 172】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	「これに基づき選定した主要な植栽予定樹種は、樹木の活力度指数調査によると、10 種がA(良好、正常なもの)に該当し、2 種が潜在自然植生に該当している。また、すべての植栽予定樹種が、川崎市緑化指針に緑化樹木として記載されている。」 【条例準備書：p. 172】	「これに基づき選定した主要な植栽予定樹種は、樹木の活力度指数調査によると、7 種がA(良好、正常なもの)に該当し、4 種が潜在自然植生に該当している。また、すべての植栽予定樹種が、川崎市緑化指針に緑化樹木として記載されている。なお、計画地は多摩川下流部の三角州低地に位置しており、潮風や強風の発生が想定されるが、川崎市緑化指針によると、8 種が耐潮性、5 種が耐風性の環境圧に対する適応力を持つ樹種となっている。」と修正しました。

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
第4章	3. 緑 3. 1 緑の質 (3) 予測 【p. 172】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	表 4. 3. 1-11 植栽予定樹種の適合性確認表 【条例準備書：p. 172】	植栽予定樹種について、クスノキ、ヤマモモ、トネリコを削除し、高木の常緑樹にスダジイ、ウバメガシ、タブノキを追加しました。 また、川崎市緑化指針における耐潮性、耐風性の項目を追加しました。
	3. 緑 3. 1 緑の質 (3) 予測 【p. 173】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	「本事業では、緑化地の土壌は、植栽基盤の観点から良好な客土を持ち込んで整備する計画である。」 【条例準備書：p. 173】	計画地において土壌還元反応が確認されていることを踏まえ、客土の質について、 「本事業では、緑化地の土壌は、植栽基盤の観点から土壌の還元化に対応する良質な客土を持ち込んで整備する計画である。」 と修正しました。
	3. 緑 3. 1 緑の質 (4) 環境保全のための措置 【p. 174】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。 また、誤記を修正しました。	「・緑化地の土壌は、基本的に良質な客土を使用するとともに、必要土壌量を上回る量の土壌を確保して植栽基盤を整備する（図 4. 3. 2-1、176 ページ参照）。」 【条例準備書：p. 174】	計画地において土壌還元反応が確認されていることを踏まえ、客土の質について、 「 <u>緑化地の土壌は、必要土壌量を上回る量の土壌を確保して植栽基盤を整備する</u> （図 4. 3. 2-1、180 ページ参照）。なお、 <u>計画地では土壌還元反応が確認されていることから、土壌の還元化に対応する良質な客土として使用する。</u> 」 と修正しました。
	3. 緑 3. 1 緑の質 (4) 環境保全のための措置 【p. 174】	審査会における委員の意見を踏まえ追加しました。	—	植栽基盤の整備にあたって、客土と既存の土壌との攪拌を防止する旨を追加しました。
	3. 緑 3. 1 緑の質 (5) 評価 【p. 174】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	「緑化地の土壌は、基本的に良質な客土を使用する」 【条例準備書：p. 174】	「 <u>緑化地の土壌は、土壌の還元化に対応する良質な客土を使用する</u> 」 と修正しました。
	3. 緑 3. 2 緑の量 (3) 予測 【p. 180】	審査会における委員の意見を踏まえ修正しました。	図 4. 3. 2-1 緑化計画図 【条例準備書：p. 180】	高木の植栽予定位置を考慮し、図面を修正しました。

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
第4章	5. 廃棄物等 5. 1 一般廃棄物 (1) 現況調査 【p. 245】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。 また、誤記を修正しました。	「なお、クノール食品(株)の本事業に関連する既存施設の実績は、平成28年度で約17t/年となっており、種類としては紙屑・塵茶等となっている。」 【条例準備書：p. 245】	「なお、味の素食品(株)の本事業に関連する既存施設の実績は、平成28年度で約17t/年となっており、種類としては紙屑・ <u>雑芥</u> 等となっている。」 と修正しました。
	5. 廃棄物等 5. 1 一般廃棄物 (2) 予測 【p. 248】	誤記を修正しました。	表4.5.1-2 施設の供用に係る一般廃棄物の発生量 【条例準備書：p. 248】	表4.5.1-2 施設の供用に係る一般廃棄物の発生量 「可燃性廃棄物(紙屑・ <u>雑芥</u> 等)」 と修正しました。
	5. 廃棄物等 5. 2 産業廃棄物 (1) 現況調査 【p. 250】	審査会における委員の意見を踏まえ追記しました。	—	ウ 調査方法等 (イ)関係法令等による基準等 「 <u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)</u> 」 を追記しました。
	5. 廃棄物等 5. 2 産業廃棄物 (1) 現況調査 【p. 250】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。	「なお、クノール食品(株)の本事業に関連する既存施設の実績(平成28年度)は表4.5.2-2に示すとおりであり、約841t/年となっている。」 【条例準備書：p. 250】	「なお、味の素食品(株)の本事業に関連する既存施設の実績(平成28年度)は表4.5.2-2に示すとおりであり、約841t/年となっている。」 と修正しました。
	5. 廃棄物等 5. 2 産業廃棄物 (1) 現況調査 【p. 252】	審査会における委員の意見を踏まえ追記しました。	—	エ 調査結果 (イ)関係法令等による基準等 食品リサイクル法に関する調査結果を追記しました。
	5. 廃棄物等 5. 2 産業廃棄物 (1) 現況調査 【p. 256】	審査書の審査結果を踏まえ追記しました。	—	表4.5.2-4 供用時における産業廃棄物の発生量 原料化の具体的な方法を追記しました。
	7. 地域社会 7. 1 地域交通 (交通混雑、交通安全) 【p. 278~315】	住民説明会における指摘事項を踏まえ修正しました。	「大師消防出張所前交差点」 【条例準備書：p. 278~315】	交通量の調査及び予測地点である交差点Aの名称について、「 <u>中瀬2丁目交差点</u> 」に修正しました。

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
第4章	7. 地域社会 7. 1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 【p. 306】	審査書の審査結果を踏まえ追記しました。	「工事用車両（大型車）の運転者とともに、工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対しても、路上駐車禁止や交通ルールの順守、歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。」 【条例準備書：p. 306】	(イ)環境保全のための措置 b 工事用車両の走行に係る交通安全への影響 通学する児童・生徒に対しての配慮が明確になるよう、 「工事用車両（大型車）の運転者とともに、工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対しても、路上駐車禁止や交通ルールの順守、 <u>通学する児童・生徒を含む歩行者</u> 及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。」と修正しました。
	7. 地域社会 7. 1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 【p. 306】	審査書の審査結果を踏まえ追記しました。	—	(イ)環境保全のための措置 b 工事用車両の走行に係る交通安全への影響 通学する児童・生徒に対する交通安全対策として、工事中の大型車量の出入り口となる物流門付近の交通誘導員に、指導を行う旨を追加しました。
	7. 地域社会 7. 1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 【p. 306】	審査書の審査結果を踏まえ追記しました。	—	(ウ) 評価 工事用車両（大型車）や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対する交通安全教育として、通学する児童・生徒にも配慮することがわかるよう記載しました。

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
第4章	7. 地域社会 7. 1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 【p. 315】	審査書の審査結果を踏まえ追記しました。	「施設関連車両の運転者に対して、交通ルールの順守、歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。」 【条例準備書：p. 315】	(イ)環境保全のための措置 b 施設関連車両の走行に係る交通安全への影響 通学する児童・生徒に対しての配慮が明確になるよう、 「施設関連車両の運転者に対して、交通ルールの順守、 <u>通学する児童・生徒を含む歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。</u> 」と修正しました。
	7. 地域社会 7. 1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 【p. 315】	審査書の審査結果を踏まえ追記しました。	—	(イ)環境保全のための措置 b 施設関連車両の走行に係る交通安全への影響 通学する児童・生徒に対する交通安全対策として、供用時の施設関連車両の出入り口となる物流門付近の交通誘導員に、指導を行う旨を追加しました。
	7. 地域社会 7. 1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 【p. 315】	審査書の審査結果を踏まえ追記しました。	—	(ウ) 評価 施設関連車両の運転者に対する交通安全教育として、通学する児童・生徒にも配慮することがわかるよう記載しました。
第5章	第5章 環境保全のための措置 悪臭 【p. 324】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	—	川崎事業所敷地境界付近において実施している臭気のモニタリング調査に関する項目を追加しました。
	第5章 環境保全のための措置 緑の質 【p. 324】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	「・緑化地の土壌は、基本的に良質な客土を使用するとともに、必要土壌量を上回る量の土壌を確保して植栽基盤を整備する。」 【条例準備書：p. 324】	「・緑化地の土壌は、 <u>必要土壌量を上回る量の土壌を確保して植栽基盤を整備する。</u> なお、 <u>計画地では土壌還元反応が確認されていることから、土壌の還元化に対応する良質な土壌を客土として使用する。</u> 」と修正しました。

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
第5章	第5章 環境保全のための措置 緑の質 【p. 324】	審査会における委員の意見を踏まえ追記しました。	—	植栽基盤の整備にあたって、客土と既存の土壌との攪拌を防止する旨を追加しました。
	第5章 環境保全のための措置 地域交通（交通混雑、交通安全） 【p. 327】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	「・工事用車両（大型車）の運転者とともに、工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対しても、路上駐車禁止や交通ルール順守、歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。」 【条例準備書：p. 327】	通学する児童・生徒に対しての配慮が明確になるよう、 「工事用車両（大型車）の運転者とともに、工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対しても、路上駐車禁止や交通ルール順守、 <u>通学する児童・生徒を含む歩行者</u> 及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。」と修正しました。
	第5章 環境保全のための措置 地域交通（交通混雑、交通安全） 【p. 327】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	—	工事中の大型車量の入出口となる物流門付近の交通誘導員に、指導を行う旨を追加しました。
	第5章 環境保全のための措置 地域交通（交通混雑、交通安全） 【p. 327】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	「・施設関連車両の運転者に対して、交通ルール順守、通学する児童・生徒を含む歩行者及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。」 【条例準備書：p. 327】	通学する児童・生徒に対しての配慮が明確になるよう、 「・施設関連車両の運転者に対して、交通ルール順守、 <u>通学する児童・生徒を含む歩行者</u> 及び自転車の横断及び通行に十分配慮するなどの交通安全教育を行う。」と修正しました。
	第5章 環境保全のための措置 地域交通（交通混雑、交通安全） 【p. 327】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	—	供用時の施設関連車両の入出口となる物流門付近の交通誘導員に、指導を行う旨を追加しました。
	第7章	第7章 環境影響の総合的な評価 【p. 331】	クノール食品株式会社の社名が変更となったため修正しました。	「本事業は、グループ企業であるクノール食品株式会社の加工食品の製造機能を当社事業所へ移転し、自動化等のICT先端技術を活用して飛躍的に効率を高めた加工食品の工場を新たに建設するものである。」 【条例準備書：p. 331】

	評価書修正箇所 【記載ページ】	修正理由等	準備書での記載内容 【準備書記載ページ】	評価書での記載内容
第7章	第7章 環境影響の総合的な評価 緑の質 【p. 333】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	—	土壌の還元化に対応する良質な土壌を使用することを記載しました。
	第7章 環境影響の総合的な評価 地域交通（交通混雑、交通安全） 【p. 336】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	—	工事用車両（大型車）や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対する交通安全教育として、通学する児童・生徒にも配慮することがわかるよう記載しました。
	第7章 環境影響の総合的な評価 地域交通（交通混雑、交通安全） 【p. 336】	審査書の審査結果を踏まえ修正しました。	—	施設関連車両の運転者に対する交通安全教育として、通学する児童・生徒にも配慮することがわかるよう記載しました。
第10章	第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要及び指定開発行為者の見解 【p. 343～p. 346】	追記しました。	—	条例準備書に対する市民意見等の概要及び指定開発行為者の見解を記載しました。
第11章	第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解 【p. 347～p. 358】	追記しました。	—	条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解を記載しました。
第12章	2 条例評価書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地 （1）条例評価書の作成者 【p. 359】	本事業実施にあたっての代表者である川崎事業所長が変更となったため修正しました。	代表者：執行役員 川崎事業所長 辻田浩志 【条例準備書：p. 343】	指定開発行為者を「代表者： <u>川崎事業所長 羽賀治郎</u> 」と修正しました。
資料編	4 緑関連 資料4-1 周辺地域の生育木調査結果 【資-31】	計画地の現状を踏まえ修正しました。	「現存植生状況及び生育状況について、計画地には、テント倉庫があり、植生は存在しない。」 【条例準備書：資-31】	計画地内の現状植生状況及び生育状況について、「 <u>計画地は、大部分が更地となっており、一部にテント倉庫がみられるが、植生は存在しない。</u> 」と修正しました。
	8 地域交通関連 資料8-1 交通関連現地調査結果 資料8-2 予測交通量の設定 資料8-3 交差点需要率の算定 【資-75～資-108】	住民説明会における指摘事項を踏まえ修正しました。	「大師消防出張所前交差点」 【条例準備書：資-75～資-108】	交通量の調査及び予測地点である交差点Aの名称について、「 <u>中瀬2丁目交差点</u> 」に修正しました。